

SLN *SOFTIC LAW NEWS*

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.17 1990.2.21

○ゼロックス社がアップル社を提訴

— ユーザ・インタフェースに関して — 1

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1990
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

ゼロックス社がアップル社を提訴

— ユーザ・インタフェースに関して —

1.ゼロックス社は、昨年12月14日、アップル社に対し、アップル社が自社のものとして主張しているユーザ・インタフェース（スクリーン表示）はゼロックス社が権利者であるという宣言的判決等を求める訴訟をカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起した。

アップル社は、本誌12、13号でも報告しているように、マイクロソフト社とヒューレット・パカード社に対し、ユーザ・インタフェースの侵害を理由として訴訟を提起し、現在同地裁（しかも同じ裁判官）で審理係属中であるため、事態は一層複雑なものとなってきた。

2.<事実関係>

ゼロックス社の訴状で主張されている事実関係を時系列的に摘記すると次のとおりである。

①1970年代中ごろゼロックス社は、SMALLTALK というオブジェクト指向型言語を開発した。

②1970年代後半、ゼロックス社はSTARプログラムを開発した。これは、グラフィックに複雑なウィンドウを伴う、解像度の高いビットマップ式のスクリーン表示を採用したもので、開発にあたりグラフィック・アーティストも使った。

③1979年、当時のアップル社社長はSMALLTALK のデモを見学し、その後LISAを開発した。

④1981年、アップル社の社員はトレード・ショーでSTARを見学した。

⑤1970年代の後半から80年代の前半にかけて、アップル社はゼロックス社の従業員を引き抜いた。

⑥1986年、ゼロックス社は、STAR8010プロフェッショナル・ワークステー

ションのプログラムとスクリーン表示を含む著作権登録を行なった。

⑦1987年、アップル社はLISAとMACINTOSH FINDERにつき、著作権登録を行なった。

⑧1988年、アップル社はマイクロソフト社とヒューレット・パッカード社に対し、著作権侵害と不正競争を理由とする訴訟を提起した。

3.<侵害したとされる要素>

アップル社がSTARをコピーしてLISAや MACINTOSH FINDER に取り込んだとゼロックス社が主張する要素は次のとおりである（限定ではない）。

- ①STARのメイン・アプリケーション・ウィンドウのデザインと外観
- ②STARのダイアログ・ボックスのデザインと外観
- ③STARのメニューのデザインと外観
- ④STARのアプリケーション・プログラムのうちの幾つかのデザインと外観
- ⑤STARのアイコンのデザイン、外観、操作性
- ⑥STARのマルチプル・メイン・アプリケーション・ウィンドウの配列と操作性

4.<ゼロックス社の言い分>

ゼロックス社の主張を平たく言えば、アップル社のLISAとMACINTOSH のプログラムのスクリーン表示はゼロックス社のSTARの表示の重要部分をコピーしたものである。したがって、ゼロックス社が本家たる著作権者である。それなのに、アップル社は、これを自社のオリジナルだと主張して違法に著作権登録を得、他社からロイヤルティーを取り、また、他社に訴訟を起こしている。おかげで、ゼロックス社は取れるものも取れないばかりか、（サン・マイクロシステムズ社とメタファー・コンピュータ・システムズ社の2社を除いて）ライセンス契約を結ぶこともできなくなってしまっている。

そこで、ゼロックス社は、次のような裁判を求めている。

①両社のプログラムで共通する部分につき、ゼロックス社が唯一の権利者であることの宣言的判決

②著作権局に対し、LISAとMACINTOSH FINDER登録を抹消するよう命じること

③ランサム法に基づき、オリジンの不実表示の禁止

④損害賠償、懲罰賠償、費用等

⑤不当利得の償還（アップル社が自ら権利者であると主張して受領した金銭）

⑥その他適切な救済手段

以上が、ゼロックス者の訴状の概要である。多いに帰趨が注目されるところである。